

学校生活

I 生徒心得

- 1 授業の妨害をしない
- 2 自分も相手も大切にする
- 3 学校の施設を大切に使用する
- 4 人との関わりを大切にする
- 5 法令に反しない

参考

求める生徒像(Admission Policy)

- ①日々の学びを大切にしようとする生徒
- ②社会生活を送る上で必要なルールやマナーを身に付ける
- ③体験活動や地域連携をとおして、社会の一員として自立しようとする生徒
- ④思いやりを大切にし、互いに成長しようとする生徒

II SNSの使用について

LINE や X (旧 Twitter)、Instagram、などのソーシャルネットワーキングサービス(以下 SNS)の利用は利便性も向上し、とても魅力的なコミュニケーションの手段となった。しかし、これらは利用の仕方を間違えると、思わぬトラブルに巻き込まれることや、犯罪の加害者になってしまうこともある。

本校では、利用に関しては「自己責任」であると考えているので、利用の際には保護者とよく相談・熟慮の上、利用すること。

なお、学校内での個人情報保護等の観点から以下のことに注意すること。また、禁止事項に違反する行為が発覚した場合は、特別指導などの指導を行う。

1 情報発信に際して考慮すること

- (1) 発信しようとする内容が、人を傷つけないものかどうか、トラブルを招かないものかどうか考えること。常に相手の立場になって考えること。
- (2) ある特定の話題に対して感情的になった時には、その話題に関して冷静に考えられるようになるまでは、投稿を控えること。
- (3) SNS 等インターネット上で一度発信された情報は削除することが難しいため、あいまいな事実確認で不用意に情報発信しないこと。

2 学校に関する禁止事項

- (1) 本校内での活動は公開しない(休み時間も含む)。公開が必要な場合は顧問を通じて生活指導部に申し出ること。
- (2) 本校に在籍する生徒、卒業生等の私的な情報を発信しない。
- (3) 本校の教職員・生徒の特徴を記し、直接表現でなくても多くの人に本校であることがわかる内容を公開しない。
- (4) 個人が特定される個人名、学校名、住所、電話番号、クラス、出席番号、年齢等の個人情報を公開しない。
- (5) 本校生徒以外でも、無断で撮影した他人の写真等は公開しない。
- (6) 学校の品位を傷つける内容、クラスの友人や他人に対する誹謗中傷、個人の秘

密、性的な内容を公開しない。

- (7) 犯罪にあたるような「盗撮行為」をしないことはもちろん、盗撮と疑われるようなこともしない。

3 SNS 東京ルールについて

以下のルールを読み、保護者の方と使用についてよく話し合しましょう。

《SNS 東京ルール》

- 1 スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
- 2 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
- 3 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- 4 個人情報や教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- 5 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

III 通学について

1 登下校

- (1) 登下校時間については以下を厳守し、許可なく校内に留まることを禁止する。

- ア 登校時間は、SHR や授業開始時間に合わせる。特別に許可がない限り、登校時間が早すぎないようにすること。休日又は、長期休業中の登校時刻は 8:45 以降、最終下校時刻は 16:30 とする。補習・補講や部活動等でこの時間以外に活動する場合は担当の先生の指示に従うこと。
- イ 授業終了後、速やかに下校すること。他部時間の授業や部活動等がない限り次の最終下校時間を厳守すること。《Ⅰ部・Ⅱ部 17 時 00 分、Ⅱ部(9・10 限履修)及び部活生徒 19 時 00 分、Ⅲ部 21 時 05 分》
- ウ 行事日の最終下校時刻はⅠ部・Ⅱ部・Ⅲ部、いずれも 17 時 00 分とする。
- エ 東京都の条例で、青少年の夜間外出(午後 11 時以降)は警察の補導対象になっているため、Ⅲ部生徒は下校後速やかに帰宅すること。
- オ 休日は顧問がついている、補習がある等、許可を得ていない、また用事がない生徒は登校しない。
- カ 長期休業中の平日は顧問がついている、補習がある等、許可を得ていない、また用事がない生徒は登校しない。

- (2) 通学方法について

- ア 徒歩、自転車、公共交通機関により通学すること。
- イ 自転車通学を希望する人は、担任を通じて本校所定の「自転車通学許可願」を生活指導部に提出する。
- ウ 自転車以外の交通用具による通学は禁止とする(同乗も含む)。事情があって保護者による自動車等での送り迎えの場合は事前に連絡をすること。

- (3) 自転車通学上の注意について

- ア 自転車の登録は、生徒一人につき 1 台とする。
- イ 自転車の防犯登録に加入していること。
- ウ 個人賠償責任保険等、相手への賠償保険への加入が必要で、登録時に確認を行う。
- エ 「登録シール」は登録手続き完了後に自転車用とヘルメット用の 2 枚を配付する。
- オ 「登録シール」は自転車の見えやすいところ(後輪泥除け)、ヘルメットは頭部下部にしっかりと貼る。

- カ 自転車の乗り替えて「登録シール」がない、使用していた「登録シール」を破損又は紛失した場合は、速やかに再登録の手続きを取る。
- キ 登校後は、駐輪場の定められた区域に駐輪する。
- ク 盗難防止のため、自転車には必ず鍵を掛ける。
- ケ 雨天時の自転車通学はできるかぎり避ける。
- コ 自転車乗車時にはヘルメットを着用すること。
- サ 自転車は軽車両に分類されることを認識し、交通法規や条例を遵守する。
- シ 二人乗り、横列走行をしない。
- ス 傘をさす、携帯電話等を使用する、イヤホン等をしたままの走行は、法令に違反し、危険である。そのような状態のままで走行しない。
- セ 駐輪場の施錠時刻は平日 21：05（Ⅲ部の最終下校時刻）、行事日 17：00 とし、休日・長期休業中は原則、開放しない。

《駐輪場内でのマナー》

- 1 駐輪場のスロープでは必ず自転車を降り、右側に自転車を保持し、押しながら上り下りする。
- 2 スロープの下、駐輪場の出入り口では必ず一時停止をして、他の利用者の飛び出しがないか確認をして入場する。また、急いで出入りしない。
- 3 駐輪場内では安全のため、自転車に乗らず、押して移動する。
- 4 駐輪場では指定された場所に停める。
また、周りの自転車の迷惑とならないように気配りをする。

Ⅳ 身だしなみ・持ち物・授業について

1 服装・身だしなみについて

- (1) 学校生活においては、T・P・O（時間・場所・状況）に応じた服装をする。
- (2) 学校施設の床等を著しく傷つける恐れのある靴等は着用しない。
- (3) 一足制であるが、体育館やグラウンド、実習室等（調理室、和室、パソコン設置教室、その他特に指示のある教室）においては、所定の靴、スリッパ等を着用する。
- (4) 服装《身に付けるすべてのもの》の指定がある授業（体育、実習等）では、指定された服装及び指示に従う。

《安全・安心な学校生活を送るために普段の服装で気を付けること》

- 1 清潔感がある服装を心掛ける
- 2 露出が多く身体の線が見えるほどタイトな服装を避ける
- 3 ピアス等の装飾品、ネイルなども外せるようにしておく
- 4 履物は緊急時を考慮し、動きづらいものは避ける

服装に関して声がけは必要に応じて行う。ただ上記を意識して各自の判断でその場に応じた服装をできるようにしてもらうことが一番である。自身の服装は周囲の人に影響を与えることもあることを覚えておくこと。何かわからないことがあれば、担任の先生や生活指導部まで問い合わせるよう心掛けること。

2 持ち物について

- (1) 生徒証は常に携帯する。
- (2) 盗難防止のため、高額の金品や学業に必要な物品は持ってこない。やむを得ない場合、自己管理する（携帯電話等）。
- (3) 私物は必要に応じて記名後ホームベースのロッカーに収納し、ロッカーは必ず

施錠する。その際、施錠する鍵は丈夫なものを使用する。

(4) 拾得物は1階の講師控室前の書庫に陳列する。年度末に処分する。

3 授業について

(1) 日課表に基づいて行動し、遅刻しない。遅刻した場合は、授業担当者に理由を伝えてから着席する。

(2) 授業中に教室を離れる必要が生じた場合は、授業担当者に理由を説明し、許可を得てから退室する。

(3) 授業中の携帯電話等の使用は禁止する。ただし、学習活動で教科担当の許可を得た場合は除く。

(4) 学校のコンセントから、携帯電話・タブレット端末等充電しない。

また、ヘアアイロン等の電化製品の使用も禁止とする。

(5) 20歳以上に達した生徒であっても、学校管理下（登下校時を含む）においての飲酒、喫煙を禁止する。

(6) 登校後から下校時までの間は許可なく校外に出ることを禁止する（弁当が必要なときは登校時に持参する）。

(7) 立入禁止の指示のある場所へは立ち入らない。

(8) 空き時間であっても学校という場にふさわしい過ごし方に工夫し、むやみに空き教室等に立ち入らない。

(9) 教職員、先輩、友人、来校者、地域住民等の相手を問わず、挨拶を励行する。

(10) アルバイトをする場合は保護者とよく相談し、学校生活に影響を及ぼさないようにする。

《授業の受け方 7箇条》

1 授業の始めと終わりの挨拶をしっかりとる。

2 授業の準備は休み時間にする。

3 教室をきれいに保つ。

4 机の中にごみを入れない。

5 授業に集中する。

6 スマホ・携帯電話は指示があった時のみ使用可とし、基本的に授業中はかばんにしまう。

7 周りの人の迷惑になる発言や行動はしない。

4 飲食について

(1) 昼食は、校内に購買・売店はないので、食事を必要とする際には、各自で登校時に用意し、持ち込んだごみは放置しないこと。麺類等の汁物の持ち込みは禁止とする。

(2) 昼食は、普通教室（授業等を実施していない）、食堂、ラウンジ、中庭でとることができる。特別教室での飲食は禁止とする。

(3) III部の生徒は、事前に予約をして給食を食べることができる（事前予約制）。やむを得ず、給食が食べられない場合は、所定の手続きにより、給食辞退をすることができる。

(4) 自動販売機で飲み物等を購入することができる。

5 施設・設備使用について

(1) 施設・設備など公共物を大切にし、校内の不用な場所には立ち入らないこと。

(2) 校舎を使用するにあたり、汚損や破損がないよう常に美化に努める。万一汚損

や破損をした場合は、担任または顧問教員、施設管理教科、経営企画室に速やかに届け出る。状況と内容により弁償になることもある。

- (3) 校内に私物を置いたままにしない。私物はホームベースのロッカーに収納し、必ず施錠する。
- (4) 体育や部活動等で着替えが必要な際は必ず更衣室を使用すること。更衣室に貴重品を置かずロッカーに保管し施錠するなどして自己管理すること。
- (5) 実験室、実習室、各棟の特別施設及び機器の使用に当たっては、教職員の指示に従う。
- (6) 委員会活動や部活動により届け出の必要な施設を使用する場合は、顧問教員を通じて職員室の「施設使用許可願」に活動予定を記入し、事前に許可を得る。また、活動に使用した施設は必ず原状回復をする。
- (7) オンラインミーティングやグループ学習など、会話を伴う作業などはラウンジ等を使用すること。
- (8) エレベーターの利用について
エレベーターの使用はけが等の理由により、階段が使えない人を優先する。
- (9) ホームベースの利用について
 - ア 一人につき1台のロッカーを貸し出す。装飾や加工をせず、きれいな状態で次の使用者に引き継ぐこと。貴重品等は自己管理し、ロッカーには鍵を必ずかけること。
 - イ ホームベースは、教室に隣接しているので、会話や音など授業に支障がないように配慮する。
 - ウ ホームベース内ではキャップ付きの飲料以外は持ち込まないようにする。
 - エ ホームベース内での美化に努め、ごみなどは放置しない。
 - オ 自分に割り当てられたロッカー以外は使用しない。万が一、割り当てのないロッカーに私物が入っていた場合は生活指導で処分を行う。
 - カ ロッカーは毎年割り当てをし直すのできれいに使用すること。また、年度終わりに掃除をし、空にして次の使用者へ引き渡しをできるようにする。空になっていない場合は生活指導部が鍵を切断し、中身を処分する。

(10) 中庭の利用について

中庭はガラスに囲まれており、休み時間中などは多くの人が休憩などで利用しているので、周囲の人に注意を払い、以下のことに気を付けて利用すること。

ア ボール等を投げたり、蹴ったりして遊ばない。

イ 走り回って他者に衝突やぶつかる可能性があるなど、危険な行為はしない。